

職員の退職管理について

広島市企画総務局人事部人事課

働きかけの規制

離職後、営利企業等に再就職した元職員に対し、現職職員への働きかけを禁止する。

本市と再就職先との間の契約や処分に関する事務について、
現職職員に対して、職務上の行為をするよう、又はしないように求める行為

【全ての再就職者】

- ① 離職前5年間の職務に関する契約や処分に関して、退職後2年間働きかけを禁止。
- ② 再就職者が在職中に自らが決定(最終決裁者)した契約・処分に関して、期限の定めなく働きかけを禁止

【退職前に課長級以上のポストに就いていた再就職者】

- ③ ①、②に加え、退職前5年より前であっても課長級以上のポストに就いていた時の職務に関して、離職後2年間働きかけを禁止

働きかけの具体例

【禁止される働きかけの具体例】

- 再就職先企業等との契約を結ぶよう要求すること
⇒エネルギー企業に再就職した職員が、担当課の職員に対し、庁舎の電力供給契約入札について自社に便宜を図るよう求めること。
- 再就職先企業等に対する行政指導等を行わないよう要求すること
⇒社会福祉法人（本市関係公益的法人等を除く。）に再就職した職員が、自らが在籍する法人に対する指導監査について、不利な指摘をしないよう求めること。
- 再就職先に対する許認可を認めるよう要求すること
⇒廃棄物処理業者に再就職した職員が、自社に対する産業廃棄物処理業許可申請について便宜を図るよう求めること。

罰 則 等

再就職者による規制違反の内容	罰則等
再就職者が現職職員に対して、働きかけをした場合	10万円以下の過料
再就職者が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
現職職員による規制違反の内容	罰則等
現職職員が再就職者の働きかけに応じて、不正な行為をし、又は相当の行為をしなかった場合	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
現職職員が再就職者から働きかけを受けた事実を人事委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象

再就職情報の届出及び公表

管理職の経験がある元職員が、退職後2年間に営利企業等に再就職(再々就職含む)した場合や、再就職先での地位に変更があった場合には、速やかに、退職時の任命権者に再就職情報を届け出る義務があります。

再就職の状況は、毎年、ホームページなどで公表します。

➤ 届出が必要となる場合(届出様式はホームページへ掲載)

- ① 営利企業等に再就職した場合
- ② 再就職先での地位に変更があった場合

ただし、以下の場合は届出は不要です

- ・日雇いの場合
- ・本市の再就職制度に基づき本市又は本市関係公益的法人等へ再就職した場合
- ・任命権者の要請に応じ、国や本市関係公益的法人等の職員となるために本市職員を退職し、引続き当該団体の職員となった場合
- ・営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合で、支給される報酬額が一定額(※)

以下の場合

※所得税法第28条第3項第1号カッコ書きに規定する給与所得控除額に相当する金額(65万円)と
同法第86条第2項に規定する基礎控除額(38万円)に相当する金額の合計額